

体罰研究の近年の動向と今後の課題

近藤龍彰

体罰研究の近年の動向と今後の課題

近藤龍彰¹

The Review of Recent Study about Physical Punishment

KONDO Tatsuaki

摘要

本研究の目的は、近年（特に2016年前後）に行われた体罰問題に関連した研究をレビューし、その整理と今後の方向性を述べることであった。近年の研究についてレビューしたところ、「実態」「意識」「防止」「理論」といった研究動向に分類されることを見出した。今後の方向性としては、体罰を行う人、受けた人、見聞した人それぞれの心理メカニズムを検討していくことを挙げた。体罰研究は数多くなされているものの、その相互の関連性や位置づけをメタ的に検討したものは少なく、1つの俯瞰図を作成できたことは、本研究の意義であった。今後このような視点を手がかりに研究が進展していくことが期待される。

キーワード：体罰，研究動向，レビュー

Keywords：Physical Punishment, Research trend, Review

I. はじめに

学校教育法第11条では、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒および児童に懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできないとされている¹⁾。また、生徒指導提要（文部科学省、2010）においても、「体罰による指導では、正常な倫理観を養うことができず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長することにつながるため、「身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等の姿勢を長時間保持させる等）である体罰」を行ってはならず、「指導を行う際には、体罰に及ぶことのないよう、十分に注意する必要」があるとしている（p.207）。このような条文や意識については、学校関係者はもちろんのこと、一般の人々にも広く共有されている。にもかかわらず、体罰の問題は後を絶たず、社会問題として常に取り上げられているところである。このことが、近年も体罰問題に関する研究が活発に行われ、また必要とされている理由である。

一方、活発に行われている体罰研究それぞれの位置づけや立場の違いをメタ的に捉え、整理した研究は見当たらない。研究状況を俯瞰的に捉えることで、それぞれの立場からの研究の独自性と意義を明らかにでき、また今後自身がどの立場から“体罰”問題にアプローチしていくのかについても見通しが持てると思われる。そのこと

が逆に、1つのアプローチからだけでは扱っていくことのできない体罰問題の難しさを自覚することにもつながっていく。

そこで本研究では、近年に行われた体罰問題に関する研究を取り上げ、どのような立場から研究が行われているのか、その動向の整理を行うことを目的とする。また、そのような研究状況を俯瞰した上で、今後の研究の方向性について議論していく。なお、本研究では「近年の研究」の中でも特に2016年の研究を取り上げる。その理由としては以下の2点が挙げられる。第一に、本論の執筆時（2017年）の直前の年であり、現時点での最新の知見が得られることである。第二に、2016年の1年間に限ってみても、数多くの研究がなされており、それぞれの立場を整理するのに十分な資料数がそろっていることである。一部2015年や2017年の資料も含めているものの、体罰問題研究が1年間の間にいかに活発に行われているかが見て取れるだろう。

II. 研究動向の整理

1. 「実態」研究

近年の研究の動向として第一に挙げられるものは、体罰の実態把握を行う研究である。もちろん大規模な実態把握研究は文部科学省なども行っているところであるが、着目点を絞って実態を把握する点に、この研究の意義が見出せる。そこで挙げられる着目点の代表的なもの

¹ 富山大学人間発達科学部

はやはり「体育」や「スポーツ」との関連である。村本・松尾（2016）は、大学体育会に所属している大学生を対象に、小学校から大学までの部活動中に受けた体罰経験を尋ねる質問紙調査を行っている。その結果、被体罰経験は小学校時で22.6%、中学校時で34.3%、高校時で29.7%、大学時で2.9%あったことが報告された。一方で、学生の半数以上がそれら体罰を指導者の愛のムチとして捉えており、71.2%が自分のためになったと評価していること、体罰を受けていた学生は体罰を受けていなかった学生と比較して指導者からの体罰を許容しやすい傾向にあることが示された。また、谷釜ら（2016b）は、日本体育大学の学生を対象に、体罰に関する調査を行った。その結果、被体罰経験のある学生は1年生155名（全体の9.3%）、2年生77名（5.3%）、3年生68名（6.4%）であった。また、他者が体罰を受けているところを見たことがある学生は、1年生で186名（全体の11.2%）、2年生で61名（4.2%）、3年生で68名（6.4%）であった。さらに、実際は見たことがないがあるという噂を聞いたことがある学生は、1年生で182名（全体の10.9%）、2年生で121名（8.3%）、3年生で103名（9.7%）であった。体罰を容認していないに回答しなかった学生が1年生946名（全体の56.9%）、2年生701名（48.3%）、3年生485名（45.6%）であった。さらに谷釜ら（2017）は、体罰経験を運動部活動の種類と所属状況との関連から検討している。その結果、被体罰経験や体罰の目撃、体罰の種類等において、集団競技と個人競技の間に明確な違いはなかった。一方で、高校生活では集団競技のほうで体罰経験や見聞の報告数が多かったが、大学生活では個人競技のほうで報告数が多いという反転が見られることなどが報告されている。

また、特に部活動に限定することなく、普通の学校生活における体罰の実態を調査した研究も見られた。佐久間（2017）は、大学院生を対象に、体罰に関するアンケート調査を行っている。その結果、体罰を受けたことがあったのは、大学院生21名中14名（66.7%）であった。また、体罰を受けた時期は小学生時期で8名、中学生時期で16名、高校生時期で3名であり、小学生から中学生へと増加傾向にあり、高校生以降減少していく傾向が見出された。体罰に対する考え方については、肯定的に捉えている学生が3名（全体の14.3%）おり、肯定的に捉えていない学生は18名（全体の85.7%）であった。林（2016）は、大学生を対象に体罰を受けた経験を調査したところ、1年生クラスで21名（全体の18%）、2年生クラスで17名（全体の18%）、2つの3年生クラスでそれぞれ8名（全体の35%）と3名（全体の4%）、社会人クラスで23名（全体の36%）が、体罰経験があると回答していた。また、体罰の容認について尋ねたところ、1年生クラスで60名（全体の50%）、2年生クラスで34名（全体の35%）、2つの3年生クラスでそれぞれ9名（全体の39%）と32名（全体の46%）、社会人クラスで24

名（全体の38%）が容認する傾向にあった。

これらの実態研究は、現時点でも一定数の学生が体罰を受けてきたと報告していること、特に低学年（小・中学校）時に体罰経験が高まり、高校以降減少すること、体罰を容認する意識が高い（50%前後）割合で見られることなどを明らかにしている。また、詳細な数値は報告しなかったものの、どのような体罰（例：殴る等）を受けたのかについても結果が示されており、体罰の問題を具体的に考える手がかりを与えてくれる。

メタ的に捉えた場合、各調査間の数値のズレをどう説明していくのかは実態調査研究の興味深い方向性であろう。全体的な傾向性は一致しているのと同じ母集団からのサンプリングであり、各数値は誤差であると捉えるのか、あるいは（たとえば部活動と他の教育活動との違いといった）異なった背景構造を持っているがゆえに、必然的に各調査にズレが生じると捉えるのかで研究の方向性が大きく違ってくる。数値を報告するだけでなく、その数値の持っている意味を比較検討していくことは、体罰の発生の背後にあるメカニズムを探る上で有益であろう。ただし、上述の研究はすべて学生の自己報告によるものであり、記憶違いや誇張、あるいは忘却といった要因を排除することはできない。この点を補完するために、実際の教育現場に入り込む観察型のアプローチが必要となってくるだろう。

もう一点、実態研究の興味深い方向性として、他国との比較が挙げられる。たとえば謝・陳・張（2015）は中国の体罰（加えていじめや虐待）の現状を報告しており、より直接的には齋藤・依田・波多腰・亀山（2016）が日本と韓国、イタリアを対象に、体育系大学生の体罰の（容認度や経験の）比較を行っている。このような研究もまた、体罰が生じるメカニズムを文化というマクロな視点から捉え直す上で有益な情報を与えてくれるだろう。

2. 「意識」研究

研究動向として挙げられる第二の立場は、体罰に関する意識、特に体罰をどれほど容認するののかに関するものがある。先ほど述べたように、村本・松尾（2016）や谷釜ら（2016b）などの実態研究においても、どれほど体罰を容認するかは質問項目に含まれており、一定数の人が体罰について容認する態度を示すことが明らかとなっている。また、佐久間（2016）は、教育学部学生を対象に、体罰の経験の有無およびそれをどう感じたのかを調査している。その結果、体罰を受けたことがある学生は49名（全体の50%）いた²⁾。そのことをどのように感じているのかについて、「頭にきた、腹が立った、悔しかった」と「痛かった」がそれぞれ23名（経験あり全体の46.9%）おり、「怖かった、ショックだった」（15名、30.6%）、「恥ずかしかった」（14名、28.6%）など、ネガティブな感情（否定的な意識）を抱いていた一方で、「反省した、悪いと思った」（21名、42.9%）、「当然と思っ

た、納得した」(17名, 34.7%) といった肯定的な態度を示す学生も一定数いた。体罰に対して肯定的な態度を示す教育文化は、長谷川(2016)のレビュー研究でも指摘されている。佐久間(2016)の研究では、否定的な意識のほうが割合としては高いものの、重複回答した学生もいた可能性を考えると、体罰経験の意味づけは、アンビバレントなものであることが推察される。単に容認できるか否かというだけでなく、両義的な態度を向けている構造が示唆され興味深い。また、体罰についての意識の背後にある構造を取り出す研究も見られた。宮坂・田原・福場・藤田(2016)は、日本体育大学の学生を対象に、具体的な体罰場面を提示し、それぞれの程度容認できるのか、およびどの程度苦痛に感じるのかを評定してもらった。その結果、容認については、およそ80%の学生が容認しないという回答を行っていた(なお、この結果に運動部の所属の有無は統計的には関連していなかった)。また、どのような体罰場면을苦痛に感じるのかについて因子分析を行ったところ、「重度の体罰・暴力型」(例:練習でミスしたとき殴られる)、「軽度の体罰・叱責型」(例:挨拶の声が小さいと怒られる)、「懲罰型」(例:食事をとらせてもらえない)、「制裁型」(授業を受けさせてもらえない)、「自尊心・プライド・人格否定」(例:使えばしり(パシリ)をさせられる)の5因子が抽出された。

意識研究の現状としては、経験の有無と合わせてどの程度体罰が容認されるのかを尋ね、それらの関連を見るというのがある程度確立されたアプローチであることがうかがえる。とはいえ、単にどのように思うのかということを示すだけでなく、意識の両義性や意識の(因子)構造を明らかにしていくことは今後の課題であろう。それは、体罰に教育効果があると思うのはなぜなのかを明らかにしていくことにもつながっていくだろう。

3. 「防止」研究

研究動向の第三の立場に、体罰を防止するというものが挙げられる。谷釜らは一連の研究(谷釜ほか, 2016a, 2016b, 2016c, 2017)において、日本体育大学が「反体罰・反暴力宣言」のもと行っている体罰排除教育の効果を検討している。たとえば、谷釜ら(2016c)では、日本体育大学の学生を対象に、「反体罰・反暴力」についての認識(ホームページを見たことがあるか、や、その講義を受けたことがあるか)の実態、およびその効果について検討している。その結果、ホームページで「反体罰・反暴力宣言」の記事を読んだ学生の96%以上が体罰を行ってはいけないと回答していたり、その講義を受けた学生の95%が体罰を行ってはいけないと回答していた。ただし、講義を受けた群においても、日体大から体罰をなくす教育の効果について、どちらかといえば効果がない(48名, 8.99%)、まったく効果がない(20名, 3.75%)と回答する人がいる実態も明らかになり、一定の効果と

限界が見られたことが示された。また谷釜ら(2016a)では、1年生から3年生まで縦断的に体罰経験(自己体験や見聞きすること)を調査し、被体罰経験や体罰行為の目撃が大学の入学後減少していること、とはいえ一定数の学生が被体罰体験を回答していること、暴力による体罰に加え、暴言による体罰も体罰として受け取られること、被体罰経験の多くはクラブ活動中に起こっていること、被体罰経験の学生は相談するよりも気に留めない、相談しないことを選択する傾向にあること、などが報告されている。また、実態研究で紹介した谷釜ら(2017)でも、体罰を容認する傾向が1年生よりも2~4年生で少なくなることが報告されている。

また教職課程において、体罰防止を目指した教育実践の在り方について検討を行った研究も見られた。山川(2017)は、教職課程の授業の中で体罰容認の意識を調査し、授業前と授業後の変化を検討している。その結果、体罰容認の学生が36名(全体の60%)いたこと、授業後にもその態度を変更したのは4名のみであったことを踏まえ、グループ討議や多様な意見の確認(記録や板書)、指導力についての教員(山川)自身の考えの提示、などの授業改善を行った。その結果、授業前の体罰容認48名(全体の43.6%)から授業後の体罰容認28名(全体の25.5%)へと変化し、授業改善の効果が一定見られた。その後の調査などから、体罰経験のある学生は体罰容認の考えを持ちやすい傾向があることも明らかとなり、体罰の防止を目指した教員養成にとって、体罰容認の信念をもった(体罰体験者を中心とした)学生の意識改革が不可欠であると述べられている。

さらに、PTA会員の意識改革に焦点を当てた研究も見られた。松永(2017)は、PTA会員を対象とした体罰根絶の講演について、講演参加者の感想を基にその効果を検討している。その結果、科学的に裏付けされたエビデンス(例:長期的な体罰による脳の委縮)を提示することで「体罰は根絶すべき」という納得が得られたこと、映像の視聴を前提としたアクティブ・ラーニングが参加者の興味・関心・意欲を高める効果があったこと、教員・保護者が自分の教育実践・家庭教育の振り返りと反省を行ったこと、保護者と教員が体罰問題について理解を深めたこと、などが成果として挙げられた。ともすれば学校内で生じるものとして捉えられがちな体罰問題ではあるが、保護者の意識に焦点を当ててアプローチしたものとして興味深い。また、科学的に裏付けされたエビデンスを提示することは、先の山川(2017)の体罰容認の信念がなかなか変わりづらいという問題意識を解決する1つの手がかりになるかもしれない³⁾。

4. 「理論」研究

研究動向の4つ目の立場として、理論研究が挙げられる。体罰が起こるメカニズムや、そもそも体罰とは何であるのかを論考するタイプの研究がこれにあたる。松田

(2016a, 2016b) は、「暴力性」をキーワードに体罰が生じるメカニズムを検討している。松田 (2016b) では、体罰が生じる原因を教師の暴力性に見ている。ただしここでいう暴力性は、①学校教育の本質（文化伝達のために人為的な介入が不可欠となるシステム）によって強いられる構造的暴力、②教師－生徒の（学校教育を運営していく上で必要な上位－下位）関係の回復を図るヒステリックな暴力性、③いい先生になろうとする自我理想の実現が危機に陥った際に生み出される自己保存欲望による暴力性、の3つに分けられており、②と③が人為的な努力によって防ぐことができるものとされている。特に③については、「なぜ自分は教師になろうと思ったのか」について自己省察・自己懷疑を繰り返すことが重要であると指摘している。松田 (2016a) では、運動部活動における体罰が、受ける者（生徒）と行う者（教師）双方にとって与える意味について論考し、前者にとっては「体罰は、「いい選手」というノルムのもとで生徒に対して行使されるのであり、そのときの体罰の苦痛は生徒の「良心」と出会い、「自己を製作する」という道徳的な快楽へと変換され、生徒は体罰による苦痛において自己を生きることになる」(p.415)⁴⁾ という意味があり、後者にとっては「体罰を行使することは、ある種の運動部活動顧問らしさを獲得し、自己の指導者性を回復させる」(p.416) という意味がある。そしてどちらも体罰が「生への誘惑」を引き起こす、「その実存的否定を回避する」(p.417) 機能を持っていると述べている。松田も述べているように、体罰の問題は、ともすれば容認するかしないかという観点からのみ語られていることが多いが、その背景にある必然的な構造や力動的なメカニズムを「暴力性」というキーワードで切り取った点は興味深い。「暴力性」の概念を中心にしてどこまで学校教育の本質を捉えることができるかは議論の余地があるが、単に体罰はいけないというだけではなく、常に体罰を行う危険性と隣り合わせであるという自覚を持つ事が重要であることは確かであろう。

また、大峰 (2016) は、エーリッヒ・フロムの「権威主義的性格」「権威主義的倫理」「権威主義的良心」の概念を援用し、運動部活動で生徒が体罰を受容するプロセスを考察している。すなわち、厳しい上下関係、運動技能の序列化と有能感の否定の危機、退部に伴う不安や孤独という部活動の環境のもと、「無力感と孤立感に差苛まれた生徒は安心を得るために、権威者である指導者へ服従」したり、「指導者による体罰は指導者が自身に心を配っていることの証明となり、従属しているという安心が回復される」(p.634) という心理メカニズムが働くという。第二次世界大戦時のドイツ市民と部活動を同一構造で語れるのかという点は疑問が残るが（この点は大峰自身も指摘している）、先の松田同様、行う者や受ける者が一見「よい」と受け取る体罰の暴力性について手がかりを与えてくれる。

上記の研究は、体罰は基本的に生じてはならないものであるにもかかわらず生じてしまうメカニズムについて論考したものと言えよう。一方で、体罰を積極的に認める理論的立場もある。田井 (2015, 2016) は、現在志向性を持つ子どもに対し、未来志向性の教育を行うのは子どもにとってストレスとなること、したがって教育に必然的に伴わなければならない訓練も体罰と感じられる可能性があること、被教育者の誤りを修正するといった差し迫った使命があるなど、体罰を必要とする場合があること、その際3条件（子どもとの良好な人間関係、子どものストレス耐性の把握、教育愛）を満たした上で体罰（教育的体罰や懲戒的体罰）を行う必要があること、などを論じている。ただしこの論考は、教育的手段としての体罰の実態（具体例）や体罰によって実現すべき教育的意義、あるいは体罰もやむをえない場合とはいったい何であるのかが不明確なこと、体罰を行う際の3条件の設定根拠とその基準があいまいであること、本来教育活動は子どもにとって面白いものではなくストレスを受けるものであるという教育観の前提など、疑問点が多く残る。特に体罰を行う際の条件である「良好な人間関係」や「教育愛」といった要素は、それゆえに暴力的になる危険性が指摘されているところである（松田, 2015, 2016a, 2016b）。問題提起としてはあり得るのかもしれないが、体罰は必要であるという結論については説得力を欠いていると言わざるを得ない。むしろこれまで見てきたように、このような認識があるからこそいまだに体罰がなくならないともいえる。

石村・田里 (2017) は、野球部の構造とカルト宗教集団の構造に類似性を見出し、野球部において体罰が生じる「文化装置」の存在を指摘している。ただし、カルト宗教での“体罰”が何を意味しており、その構造が野球部の“体罰”と類似構造を持っているのか、野球部のみがこのような構造を持っているのか、という疑問や、構造分析として単純化しすぎている点などがあり、説得力は不足している。

以上のように、理論研究においては、体罰の前提となっている構造を明らかにし、振り返ってみる機会を提供する。

Ⅲ. 今後の研究の展開

以上の研究状況を踏まえ、今後“体罰”問題を研究する上で重要となるであろう方向性を検討する。一言で言えば、これまでの実態や構造に焦点を当てた研究に加えて、個々人の心理に焦点を当てた研究を行っていく必要性が考えられる。その際、3つの着目点が挙げられる。

第一に、体罰を行う人の心理メカニズムについて検討することである。少なくとも2016年の実態研究では、体罰を受けたことがある人の実態は明らかにされているものの、体罰を行ったことがある人の実態は明らかにされていない。したがって、どのような心理状況のもと体

罰を行っているのかについては不明である。もちろん理論研究では大きな枠組みでの仮説が提案されているものの、実際の学校場面との乖離があることは否めない。どのような場面で、何を手がかりに、どのような信念のもと、どのような心的状態で体罰を行うのかについて、実証的に明らかにしていくことが必要であろう。

第二に、体罰を受けたことによる心理メカニズムについて検討することである。すでに述べたように、体罰を受けることについて、受け手は両義的な感情を抱く可能性がある。また、短期には否定的な感情を抱いていたが、長期にわたると意味が改変されポジティブなものへと変化していく可能性もある。あるいは文部科学省(2010)が述べるように、体罰の使用が「正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長することにつながる」可能性もある(p.207)。体罰を受けることによって生じる感情やその意味づけ、人格への長期的な影響などを実証的に確かめることは、重要な仕事であろう。

第三に、体罰を見聞した人の心理メカニズムについて検討することである。体罰の問題を巡っては、「体罰を行う人—行われる人」といった二者関係で語られることが多い。しかし学校教育の場面において、このような二者関係で閉じるだけでなく、他の人(生徒)も目撃しているという状況も少なくないだろう。二者関係においては「教育的指導」で通じ合っているものが、他の者から見ると単なる暴力行為が行われている現場だと意味づけされたり、あるいはその逆もあるだろう。あるいはまた、体罰問題が生じていると聞いた際の周りの人(教員、保護者)がどのような態度を取っているのか(取っているか)も、体罰の発生に影響する要因だと考えられる。従来の二者関係を越えて、体罰をめぐる様々な人間関係とその心理を明らかにしていく必要があるだろう。

IV. まとめと本研究の課題

本研究は、近年行われた体罰問題に関連した研究をレビューし、その整理と今後の方向性を述べることを目的とした。整理については、「実態」「意識」「防止」「理論」といった研究動向に分類されることを見い出した。今後の方向性としては、体罰を行う人、受けた人、見聞した人それぞれの心理メカニズムを検討していくことを挙げた。体罰研究は数多くなされているものの、その相互の関連性や位置づけをメタ的に検討したものは少なく、(小さいながらも)1つの俯瞰図を作成できたことは、本研究の意義であった。今後このような視点を手がかりに研究が進んでいくことが期待される。

本研究の課題として、最新の知見のみを取り上げたことが挙げられる。体罰をめぐる問題は長い歴史を持っており、その背景を踏まえることは重要である。あるいは

1つの歴史的契機(メディアによって大きく体罰が取り上げられる等)との関連も見逃すことのできない要因である。それだけに、本研究で示した枠組み以外の研究も当然あり、本研究で紹介しなかった重要な知見も存在するであろう。これまでの研究をさらにさかのぼり、より多様な文献を踏まえたメタ的考察を行うことが望まれる。

文献

- 長谷川誠.(2016). 学校運動部活動における「体罰」問題に関する研究：体罰を肯定する意識に注目して. 神戸松陰女子学院大学研究紀要(人間科学部篇), 5, 21-34.
- 林 一夫.(2016). 体罰に係る大学生の経験と意見：授業アンケート結果に基づく. 明星大学研究紀要(教育学部), 6, 111-122.
- 石村広明・田里千代.(2017). スポーツ集団における体罰についての一考察：野球部とカルト宗教集団との類似性を手掛かりに. 天理大学学报, 245, 61-74.
- 松田太希.(2015). スポーツ集団における体罰温存の心的メカニズム：S.フロイトの集団心理学への着目から. 体育・スポーツ哲学研究, 37, 85-98.
- 松田太希.(2016a). 運動部活動における体罰の意味論. 体育学研究, 61, 407-420.
- 松田太希.(2016b). 教師は暴力的存在である：体罰の深淵を見据えて. 広島大学大学院教育学研究科紀要, 65, 35-41.
- 松永裕二.(2017). PTA 役員への体罰根絶のための講演活動：アクティブ・ラーニングの試行とその成果. 西南学院大学人間科学論集, 12, 111-145.
- 宮坂敏一・田原 卓・福場久美子・藤田圭一.(2016). 体育専攻学生の体罰認識度に関する研究：苦痛の因子構造及びその条件設定との関連性. 日本体育大学紀要, 45, 119-129.
- 文部科学省.(2010). 生徒指導提要. (http://www.akita-c.ed.jp/~cjid/teiyou_03.pdfより2017年8月8日アクセス)
- 村本宗太郎・松尾哲矢.(2016). 大学運動部員における高校期の被体罰経験と運動部空間の特性に関する研究. 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要, 4, 85-96.
- 大峰光博.(2016). 運動部活動における生徒の体罰受容の問題性：エーリッヒ・フロムの権威論を手掛かりとして. 体育学研究, 61, 629-637.
- 齋藤雅英・依田光代・波多腰克晃・亀山有希.(2016). 3か国の体育系大学生における体罰の比較：日本、韓国、イタリアを対象として. 日本体育大学紀要, 45, 93-103.
- 佐久間正夫.(2016). 琉球大学教育学部生の「体罰」に対する意識について. 琉球大学教育学部紀要, 89, 125-137.
- 佐久間正夫.(2017). 本学教育学研究科の改革に伴う新設授業科目の実践報告：「学校教育の理論と実践 I」

を中心に．高度教職実践専攻（教職大学院）紀要，1，187-199.

謝 偉俊・陳 佳怡・張 璐璐．(2015)．中国におけるいじめ・体罰・虐待の現状と研究動向．エデュケア，36，51-54.

田井康雄．(2015)．体罰と訓練（Ⅰ）：その教育学的意義．京都女子大学発達教育学部紀要，11，1-10.

田井康雄．(2016)．体罰と訓練（Ⅱ）：成長・発達との関係．京都女子大学発達教育学部紀要，12，11-21.

谷釜了正・福場久美子・市川優一郎・小川拓郎・鈴木悠介・宇部弘子・軽部幸浩・藤田圭一．(2016a)．日本体育大学における体罰排除教育の取り組み：縦断的な視点に基づいて．日本体育大学紀要，45，141-150.

谷釜了正・福場久美子・宇部弘子・鈴木悠介・深見将志・市川優一郎・軽部幸浩・藤田圭一．(2016b)．日本体育大学における体罰経験の実態と変容：学年による比較分析．日本体育大学紀要，46，77-90.

谷釜了正・福場久美子・宇部弘子・鈴木悠介・深見将志・市川優一郎・軽部幸浩・藤田圭一．(2016c)．日本体育大学における体罰排除教育の効果：卒業年次生の分析．日本体育大学紀要，46，91-104.

谷釜了正・福場久美子・市川優一郎・小川拓郎・鈴木悠介・深見将志・本間悠也・雨森雅哉・宇部弘子・軽部幸浩・藤田圭一．(2017)．日本体育大学における体罰排除教育の取り組み：運動部活動の種類と所属状況の

比較．日本体育大学紀要，46，189-218.

山川勝久．(2017)．体罰防止を目指した教員養成とその課題：「教職論」の授業実践を通して．東海大学課程資格教育センター論集，15，127-139.

「注 / Annotation」

- 1) 文部科学省のホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm) より (2017年8月8日アクセス)
- 2) ただし，男女別での経験の人数を報告した際，受けたことがある人物が男子23名，女子25名となっており (合計48名)，数値に若干の食い違いはある。
- 3) もちろん，「科学的に実証されているからいけない」というだけの理解は，体罰防止としては不十分であろう。他の専門家 (今回の場合で言えば脳科学 (者)) の知見を単純に応用するのではなく，それらを踏まえて教育としてなぜいけないのかを追及する点に，教育者としての専門性が求められる。
- 4) ここでの「ノルム」とは「規格」を意味する (松田，2016a，p.410)

(2017年8月9日受付)

(2017年10月4日受理)